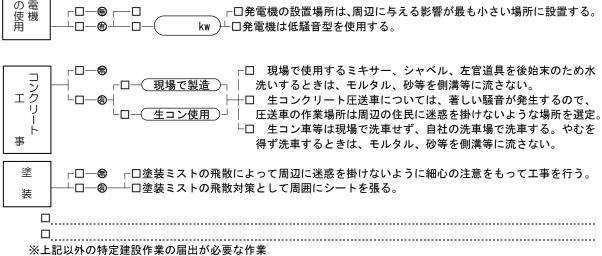
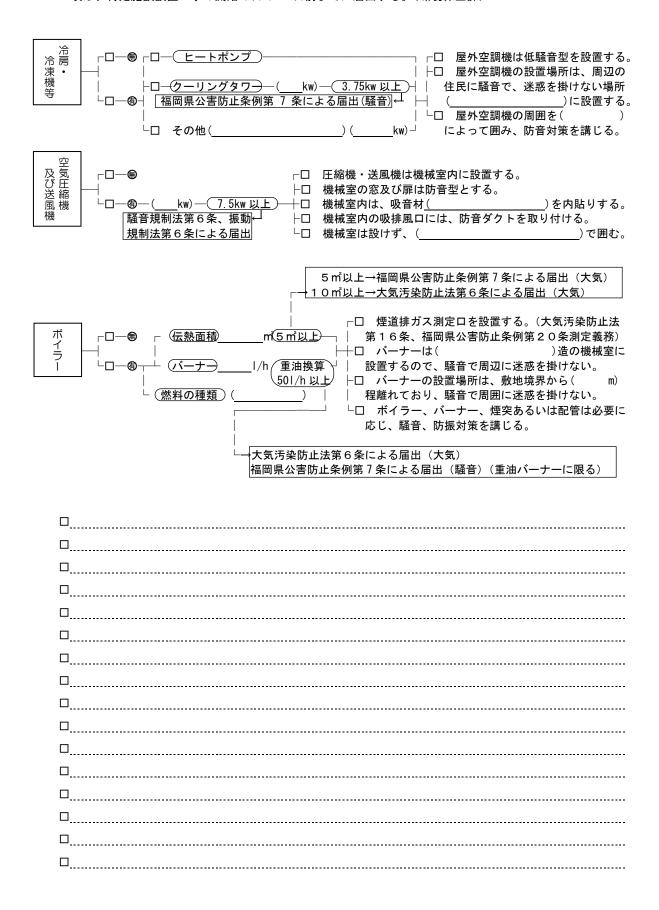
| 別 4 一 1 号 様式 | | | | | |
|--|----------------|--|------------|---------------------|---------------|
| 公害防止指導書(調査書) | 建築主 | | 用途 | サービス業住居産業併用その他(| 公務・文教月 商業用 |
| 本書類は、公害防止調査書並びに公害防止指導書として使用するので建築主において講じようとする公害防止対策については、建築主において該当する口に黒色又は青色にてレ印を付するものとする。環境保全課の指導は | 建築場 | 人留米市 | | 町 | 丁目 |
| 赤色にて〇印を付するものとする。 なお、該当する□欄がないときは、空行の□欄に建築 主において黒色又は青色にて公害防止対策を記入すること。環境保全課の指導は赤色にて記入するものとする。 ※この調査書の「公害防止条例」は「公害防止等生活 環境の保全に関する条例」に読み替えること。 | | ※届出書類書類提出先 大気·水質·騒音·振動関係 浄化槽関係 | | | - 号 |
| ❶基礎工事、建 | 建築 | 現場の調査及び対策 | | | |
| □ 特定建設作業にかかる届出事項は、元請業 □ 騒音、振動で迷惑を掛ける範囲の住人には □ 通常の作業時間は、午前時から午 □ 工事の手順上、やむを得ず早朝又は夜間作間等を説明し、了解を求める。 □ 工事現場には、工事用塀またはシートを張る | 工事 後_ 業る | 事概要等を説明し、了解を求 時までである。 を行うときは、周辺の住人に | める。 対し | 、早朝又は夜間 | 『作業時 |
| 解 体 工 事 | (業者 業 |)で焼却、及び(に責任を持って処理させる。 | K U , Ji | 周囲にはシート?)に埋立て処ク | |
| い 「一一・一一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・ | くい | 振動規制法第14条の ん、くい打機使用(圧入式を 抜機又はくい打くい抜機を使 4条、振動規制法第14条の | 除く) 用(J | 王入式を除く) | |
| | | <u>ーを含む) 空気圧縮機(1</u> ┌── <u>騒音規制法第14条</u> ──┴──振動規制法第14条 | の規定 | 定による届出 ← | |
| | | 置場所は、周辺に与える影響が 騒音型を使用する。 | ぶ最も | 小さい場所に設 | 世置する 。 |
| | 坦で | 毎田するミキサー シャベル | ±-7 | ラガ目 た谷仏士/ | カナみ水 |



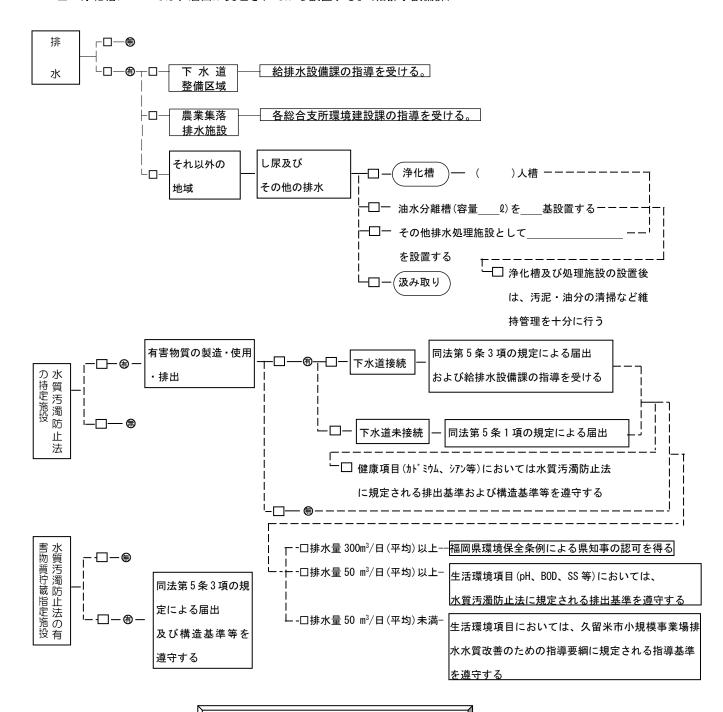
②大気・騒音・振動の調査及び対策

□ 騒音規制法、振動規制法又は福岡県公害防止条例第7条(騒音に係る特定施設)の規定による届出事項は、特定施設設置工事の開始の日の30日前までに届出する。(環境保全課)



3水処理等の調査及び対策

□ 浄化槽については、届出が受理されてから設置する。(給排水設備課)



⁴土壌等の調査及び対策

□ 一定規模 (3,000 m²) 以上の土地の形質変更 (掘削・盛土等) を行うため、形質変更の着手予定日の 30 日前までに届出をします。(土壌汚染対策法第4条:環境保全課)

| | | |
|------|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

⑤悪臭·廃棄物の処理の調査及び対策

| | 厨房の排気は、悪臭発生源と | なることがあるので、排気 には専用の排気設備 | | | |
|--|---|--|---|--|---|
| 焼却炉(塗装)溶剤 | □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | →ダイオキシン類対策 措置法 1 2 条による届出 | ── 購入(他 ├□ 購入(他 ├□ 焼却が ○ 恐れのする ○ 廃油等が 掛けない るので、ダク | 更用)する。 Pでは、黒煙 あるゴムしば は焼却置 Pの設 いように は あいように も で も た で は た の は に は り る は た の は に し る は り る は り る は り る は り る は り る は り る は り る し る に ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら と ら と う と う と り と り と り と り と り と り と り と り | ₹、悪臭等を発生させる ニール、皮革、合成樹脂、 ハ。 いては、隣人に迷惑を 所、煙突等の高さを考慮。 |
| (表) | | ある工場、事業場は、塗装 ないよう、排気ダクトの方 | | | ストの捕集を行い、隣人 |
| 畜産施設 | | 確認申請については、申請 米市農業協同組合)の指導 | | | 進指導協議会 |
| o <u></u> | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| □ | | | | | |
| | | | | | |
| | | ❸その他の調査 | 及び対策 | | |
| ロ 側 で | 西田工業団地においては、地 管の口径 () m/ m、 使用する。 | 下水は()㎡/日 場水機の原動機の定格出た | 、井戸深度 つ(|)kw、吐出 | 口径() m/ m |
| ロ 側 で ロ 調 | 西田工業団地においては、地管の口径 () m/ m、 使用する。 につ 査項目に該当するような設備 上記以外に設置する機械の一! | 下水は() m [/] 日 湯水機の原動機の定格出力 いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 覧表 (1馬カ=0.75kw 以 | 、井戸深度 」(ごあるのでテ |)kw、吐出 ナントが決 課の指導を | 口径 () m/ m 定した後、本指導書の |
| ロ 側 で ロ 調 | 西田工業団地においては、地 管の口径()m/m、 使用する。 につ 査項目に該当するような設備 | 下水は() m²/日 湯水機の原動機の定格出っ いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 | 、井戸深度 」(ごあるのでテ |)kw、吐出 ナントが決 | 口径 () m/ m 定した後、本指導書の |
| ロ 側 で ロ 調 | 西田工業団地においては、地管の口径 () m/ m、 使用する。 につ 査項目に該当するような設備 上記以外に設置する機械の一! | 下水は() m [/] 日 湯水機の原動機の定格出力 いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 覧表 (1馬カ=0.75kw 以 | 、井戸深度 つ(|)kw、吐出 ナントが決 課の指導を | 口径()m/ m 定した後、本指導書の 受ける。 |
| ロ 側 で ロ 調 | 西田工業団地においては、地管の口径 () m/ m、 使用する。 につ 査項目に該当するような設備 上記以外に設置する機械の一! | 下水は() m [/] 日 湯水機の原動機の定格出力 いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 覧表 (1馬カ=0.75kw 以 | 、井戸深度 つ(|)kw、吐出 ナントが決 課の指導を | 口径()m/ m 定した後、本指導書の 受ける。 |
| ロ 側 で ロ 調 | 西田工業団地においては、地管の口径 () m/ m、 使用する。 につ 査項目に該当するような設備 上記以外に設置する機械の一! | 下水は() m [/] 日 湯水機の原動機の定格出力 いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 覧表 (1馬カ=0.75kw 以 | 、井戸深度 つ(|)kw、吐出 ナントが決 課の指導を | 口径()m/ m 定した後、本指導書の 受ける。 |
| ロ 側 で ロ 調 | 西田工業団地においては、地管の口径 () m/ m、 使用する。 につ 査項目に該当するような設備 上記以外に設置する機械の一! | 下水は() m [/] 日 湯水機の原動機の定格出力 いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 覧表 (1馬カ=0.75kw 以 | 、井戸深度 つ(|)kw、吐出 ナントが決 課の指導を | 口径()m/ m 定した後、本指導書の 受ける。 |
| ロ 側 で ロ 調 | 西田工業団地においては、地管の口径 () m/ m、 使用する。 につ 査項目に該当するような設備 上記以外に設置する機械の一! | 下水は() m [/] 日 湯水機の原動機の定格出力 いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 覧表 (1馬カ=0.75kw 以 | 、井戸深度 つ(|)kw、吐出 ナントが決 課の指導を | 口径()m/ m 定した後、本指導書の 受ける。 |
| □ 側で □ 調 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | 西田工業団地においては、地管の口径 () m/ m、 使用する。 につ 査項目に該当するような設備 上記以外に設置する機械の一! 原動機・設備機械等名称 | 下水は() m²/日 湯水機の原動機の定格出力 いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 意表(1馬カ=0.75kw以上 定格出力・能力 | 、井戸深度 (|)kw、吐出 ナントが決 課の指導を 新・既別 | 口径 () m/ m 定した後、本指導書の 受ける。 届出要(O), 不要(×) |
| □側で □調 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | 西田工業団地においては、地管の口径()m/m、 使用する。 につ を項目に該当するような設備 上記以外に設置する機械の一! | 下水は() m²/日 湯水機の原動機の定格出力 いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 覧表(1馬カ=0.75kw以上 定格出力・能力 | 、井戸深度 つ(であるのでテ 気で環境人)。 台数 |) kw、吐出ナントが決課の指導を新・既別 | 口径 () m/ m 定した後、本指導書の 受ける。 届出要(O), 不要(×) |
| 側で 調 | 西田工業団地においては、地管の口径 () m/ m、 使用する。 につ 査項目に該当するような設備 上記以外に設置する機械の一! 原動機・設備機械等名称 | 下水は() m²/日 湯水機の原動機の定格出た いては、テナントが未定で を設けるときは、その時点 意表(1馬カ=0.75kw 以上 定格出力・能力 | 、井戸深度 (|) kw、吐出ナントが決課の指導を新・既別 | 口径 () m/ m 定した後、本指導書の 受ける。 届出要(O), 不要(×) |